

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第3号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第79条第 2 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 第74条第 1 項第 8 号に掲げる手数料のうち指定金融機関に支払う紙の通帳の利用に係るもの

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。